

令和4年10月

八戸農業協同組合

電子交換所の設立に伴う取立手数料の改定について

平素より、JA八戸をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会が設立する「電子交換所」の運用開始に伴い、令和4年11月4日(金)より、下記のとおり手数料の新設・改定させていただくこととしましたのでお知らせいたします。

当組合では、今後もサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

【改定前】令和4年4月1日現在

種 類	当 J A 本・支店あて	J A 系統 金融機関あて	他行あて
代金取立手数料			
普通扱 1通につき	無料	600円	600円
至急扱 〃	無料	800円	800円

【改定後】令和4年11月4日以降

代金取立手数料 <u>1通につき</u>			
<u>電子交換所で取立を行うもの</u>	無料		<u>600円</u>
<u>交換所を通さずに郵便等で取立を行うもの</u>	無料		<u>1,000円</u>

(注) 1. 手数料の徴収は、上記金額に消費税を加算したうえで行う。

2. 県内 J A、県外 J A、信連、農林中金、漁協および信漁連は、J A 系統金融機関として取り扱う。